

北陸信越運輸局節電実行計画

平成23年6月29日
北陸信越運輸局

政府の節電実行基本方針（平成23年5月13日電力需給緊急対策本部決定）及び国土交通省節電実行計画に基づき、北陸信越運輸局が自ら実行する具体的な節電対策に関する計画を以下のとおり定める。

1. 基本的考え方

北陸信越運輸局では、地球温暖化防止や省エネルギーの観点から、空調温度設定の適正化や照明の減灯等に取り組んできたところであり、この経験を活かし、東北電力管内関係の需要設備において節電対策を実施する。

2. 実施期間

東日本大震災の影響により、東京電力及び東北電力管内の供給力が大幅に減少し需給ギャップが生じたことにより計画停電が実施されたが、国民・産業界等の節電への取組の結果需給バランスが改善され、計画停電は「不実施が原則」の状態へと移行しています。

しかし、今後の夏に向けて、電力の需給バランスは再び悪化する見込みであり、計画停電が実施されないよう電力の使用が多い期間の平成23年7月1日から平成23年9月30日までとする。

なお、本実行計画に掲げる節電対策の効果を実証するため、必要に応じて、実施期間前に試行を行うこととする。

3. 対象設備

本実行計画の対象設備は、東北電力管内に所在する国土交通省の需要設備であって、

- 新潟総合庁舎（以下「北陸信越運輸局本庁舎」という）
- 新潟運輸支局
- 長岡検査登録事務所 の設備とする。

4. 目標

以下の対象設備について、ピーク期間・時間帯の原則 15%以上抑制するとともに、ピーク期間・時間帯（7月から9月（平日）の8時30分から20時）の1時間単位の使用最大電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組むこととし、各設備ごとの目標は下表のとおりとする。

設備名	基準電力値	目標値	使用電力上限値
北陸信越運輸局本庁舎	362 kW	15.0%	308 kW
新潟運輸支局	6,209 kWh	15.0%	5,278 kWh
長岡自動車検査登録事務所	11,689 kWh	15.0%	9,936 kWh

上記目標を達成するため、下記5の北陸信越運輸局本庁舎における取り組みを実施するとともに、北陸信越運輸局本庁舎以外の関係する設備においては、本庁舎における取り組みを踏まえ、各設備の特性に応じた節電計画を作成し実施することとする。

5. 節電に係る具体的取組

北陸信越運輸局本庁舎においては、昨年のピーク時間帯の1時間単位の使用最大電力実績について、その15%に当たる電力以上を抑制し、ピーク時間帯の1時間単位の使用最大電力が上限値を超えないよう以下の取組を実施する。

(1) 照明、OA 機器、その他の機器、共用部分に係る節電 [抑制電力約 34.2Kw 程度 (推計値)]

① 照明に係る節電

- ・ 執務室の照明の部分消灯及び昼食時の全消灯
- ・ 廊下照明、階段照明の減灯

② OA 機器、その他の機器に係る節電

- ・ 使用していないOA 機器等の電源プラグを抜くことの徹底
- ・ プリンタ専用機の使用停止（複合機の動作不良時を除く）、コピー機等のOA 機器の使用制限、省エネモードの移行時間の短縮
- ・ パソコンのディスプレイの輝度低減、一定時間使用していない場合におけるディスプレイの自動消灯、シャットダウンの徹底
- ・ 電気ポット、コーヒーメーカーの原則禁止（冷房期間中）

③ 共用部分に係る節電

- ・ エレベーターの運転台数の削減、階段利用の促進

- ・暖房便座の機能の停止

(2) 空調（冷房及び換気）に係る節電〔抑制電力約 52.5Kw 程度（推定値）〕

- ① 冷房中の室温を原則 28 度とすることの徹底
- ② クールビズの徹底
- ③ 個別空調設備の使用制限
- ④ 換気設備の抑制運転
- ⑤ 執務室等の照度に留意しつつ、ブラインドを活用

(3) 職員への周知

使用電力に関する情報を職員向けイントラに掲示する等の電力使用状況「見える化」の推進を図る

(4) 夏季休暇の長期化／旅行の推進

休暇の長期化は、業務への影響を最小限にしつつ、節電の実を上げる有効な手法であり、以下の通り、夏季休暇の長期化と旅行の推進を図る。

①長期休暇の取得

本実行計画実施期間において、各職員は、連続 5 日以上 of 休暇を最低 1 回取得するよう努める。

②旅行の積極的実施

休暇を活用した積極的な旅行行動を行うよう努める。特に観光においては、国民の旅行の促進や、地域の復興・活性化につながるよう努める。

③職員は指定日に限らず、定時退庁できるよう努める。

④上記の取組に当たっては、各職員は業務改善や超過勤務の一層の縮減に努めることとし、管理職員は率先して休暇を取得するとともに職員の健康管理に留意し職場環境の整備に努めるなど、その達成のため最大限の配慮を行う。

6. PDCAサイクルの確立

北陸信越運輸局本庁舎においては、総務部長を、新潟運輸支局及び同長岡検査登録事務所については、各所属長を節電担当責任者とし、職員の節電意識の向上を図るとともに、取組状況を確認・評価することにより、本実行計画の進捗を管理する。

本実行計画の運用に当たっては、節電の効果を実証結果や、職員からの節電対策に関する提案等を踏まえて柔軟に対応するよう努め、本実行計画の改定が必要と認められるときは、本実行計画を改定する。実施期間後には、新潟運輸支局長及び長岡検査登録事務所長は、本実行計画に基づく節電実績を取りまとめ、本局に報告し、本局においては、北陸信

越運輸局本庁舎における実績とあわせ公表し、その結果について国土交通本省に報告する。

7. 独立行政法人、公益法人への取組の波及

管内の独立行政法人及び公益法人に対し、政府の節電実行基本方針及び国土交通省節電実行計画並びに北陸信越運輸局節電実行計画を参考にしつつ、当該法人の節電計画を策定するよう要請する。